

医師の時間外労働規制について

参考資料 6

一般則

- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

- (原則)
- 1か月45時間
 - 1年360時間

2024年4月～

- 年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
- 年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む ⇒ 将来に向けて縮減方向

- 年960時間 / 月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-2

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

- 年960時間 / 月100時間 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A

C-1

C-2

将来
(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【時間外労働の上限】

【追加的健康確保措置】

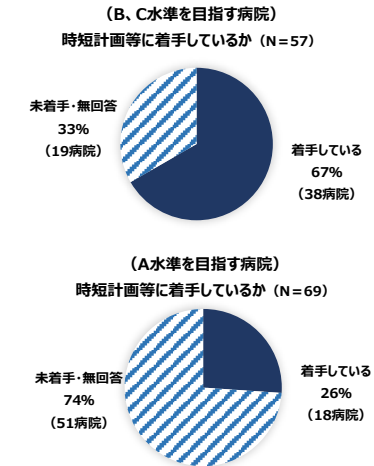
医師の働き方改革チェックシートの集計結果について①

集計結果概要

1. 調査実施期間：令和3年8月31日～9月16日
2. 対象：168病院（【B、C要件あり（157） + 前回調査で「960時間超の医師がいる」と回答した病院（11）】）
3. 回答状況：135病院／168病院（回答率78.6%） ※11/16時点
4. **2024年4月までに目指す水準**について

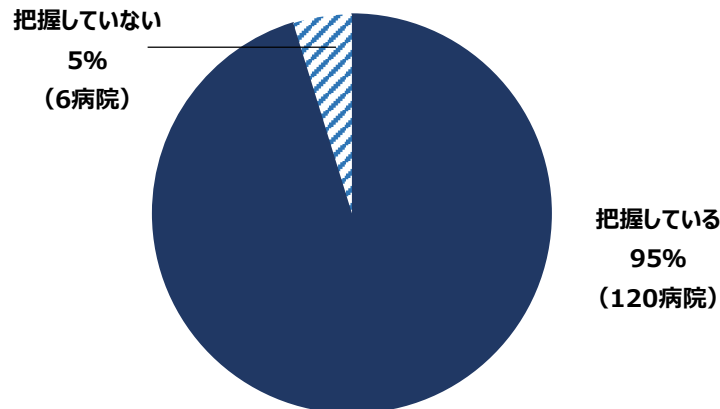
B,C要件あり	157	回答あり	126	B,C目指す	57 (44.7%)	取組に着手	38… (α)	(α) + (β) = 56
				A目指す	69 (55.3%)	取組に着手	18… (β)	
						取組に未着手・無回答	9+42=51	
		未回答	31					

※B、C水準の指定要件がある157病院のうち、**56病院については、時短計画案の策定や時間外縮減にすでに着手している。**

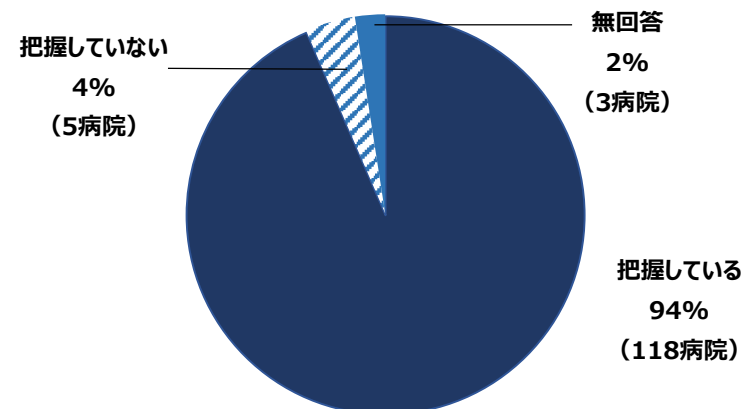


1. 医師の労働時間、各水準の内容の把握状況

労働時間把握状況 (N=126)

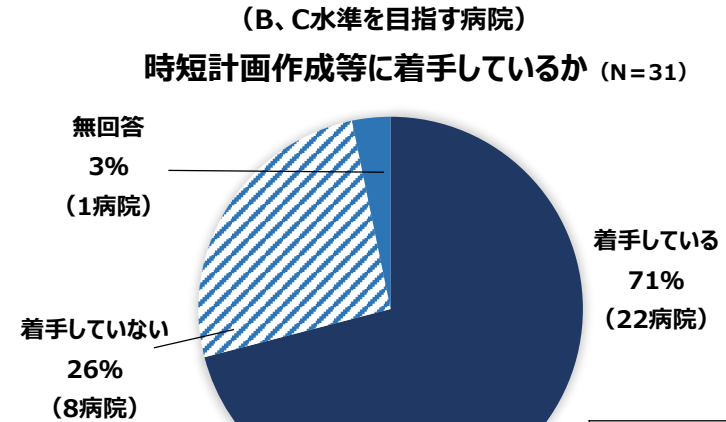
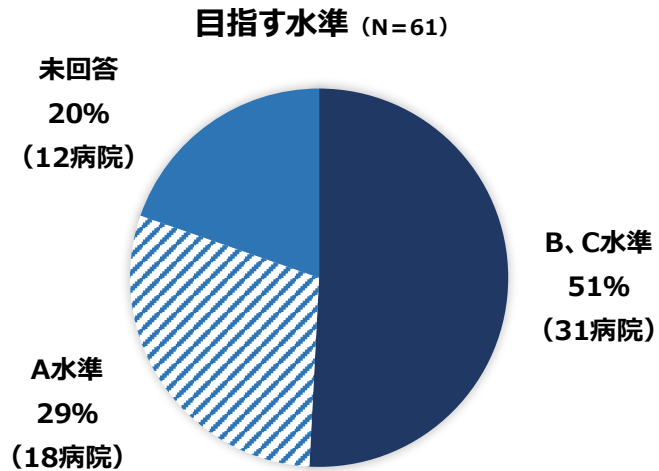


各水準内容把握状況 (N=126)



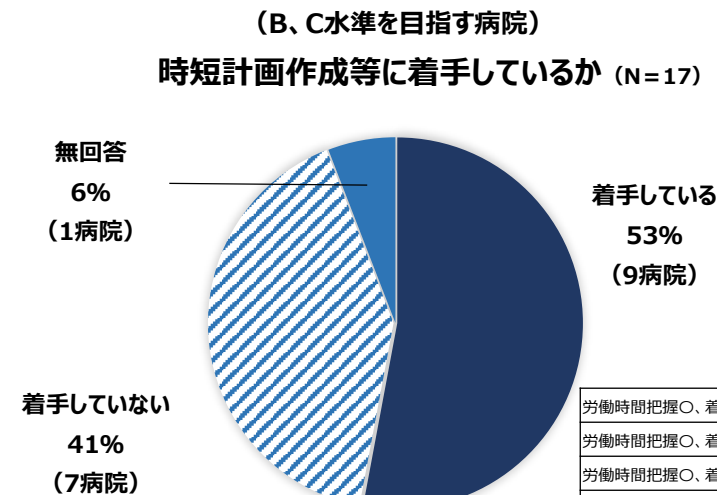
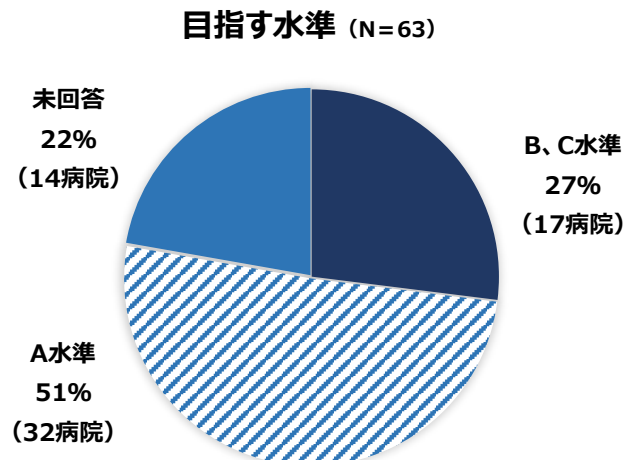
医師の働き方改革チェックシートの集計結果について②

2. 救急搬送件数3,000件以上の病院



労働時間把握○、着手○	22病院
労働時間把握○、着手×	7病院
労働時間把握○、着手無回答	1病院
労働時間把握×、着手×	1病院

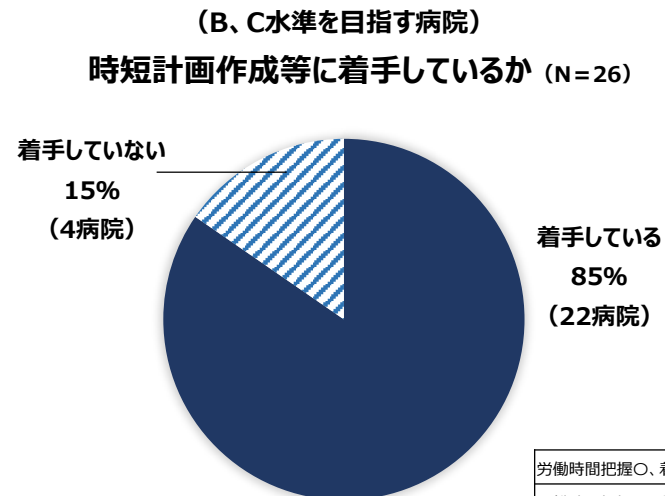
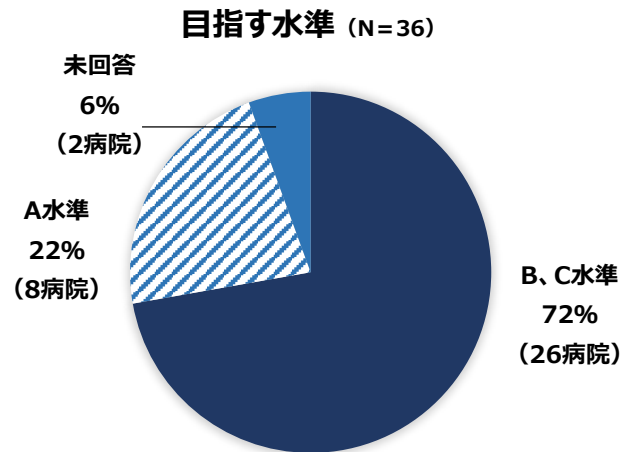
3. 救急搬送件数1,000件以上3,000件未満の病院



労働時間把握○、着手○	8病院
労働時間把握○、着手×	6病院
労働時間把握○、着手無回答	1病院
労働時間把握×、着手○	1病院
労働時間把握×、着手×	1病院

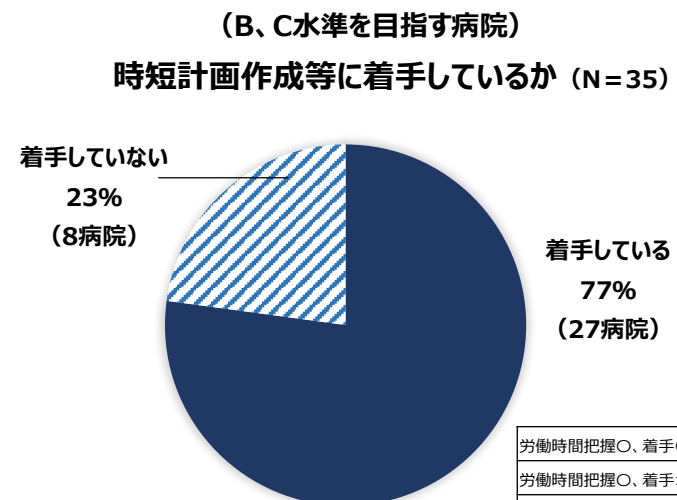
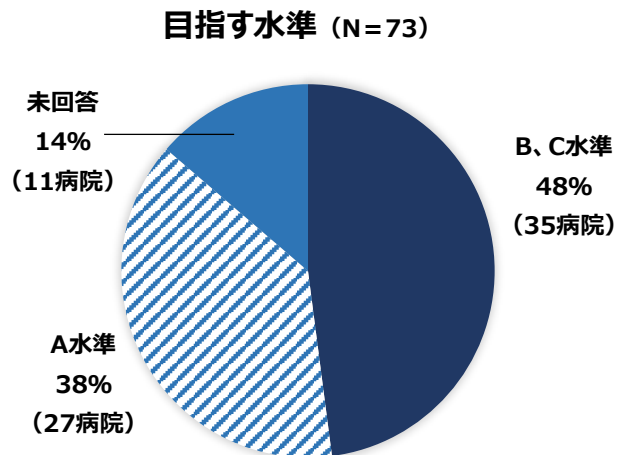
医師の働き方改革チェックシートの集計結果について③

4. 周産期緊急医療体制参加病院 (総合周産期C、地域周産期C、NMCS、OGCS)



労働時間把握○、着手○	21病院
労働時間把握○、着手×	4病院
労働時間把握×、着手○	1病院

5. 臨床研修病院



労働時間把握○、着手○	26病院
労働時間把握○、着手×	7病院
労働時間把握×、着手○	1病院
労働時間把握×、着手×	1病院

医師の働き方改革 スケジュール概要

2021（令和3）年度

2022（令和4）年度

2023（令和5）年度

2024（令和6）年度以降

医療機関の取り組み

医師労働時間 現況把握

年960超
医師いない

A水準をめざす医療機関

◇時短計画案の策定義務なし

※年960時間超の医師が出る場合は、必要に応じて宿日直許可取得や
タスクシフト・シェア等により対応

年960超
医師いる

◇時短計画案の策定（努力義務）

【計画始期:任意の日、計画終期:2024.3】

※全ての医師が年960時間以下となるよう、必要に応じて宿日直許可取得や
タスクシフト・シェア等により対応

B・連携B・C-1・C-2水準をめざす医療機関

◇時短計画案の策定（義務）

【計画始期：2024.4

計画終期：始期から5年を超えない範囲内で任意の日】

◇時短計画の策定（努力義務）

【計画始期:任意の日、計画終期:2024.3】

◇評価センターによる評価受審

※C-2水準指定にあたっては、別途審査組織による
特定高度技能育成計画の審査必要

※B、連携B、C-1、C-2水準を目指す医療機関については、2021年度（今年度）をめどに時短計画案（始期：2024.4）を策定いただき、2022年度以降、評価センターによる評価を受ける必要があります。

【A水準】
上限 年960時間

指定
(府)

【B・連携B水準】
(地域医療確保暫定特例水準)
上限 年1860時間

指定
(府)

【C-1・C-2水準】
(集中的技能向上水準)
上限 年1860時間

申請
(府)

B、連携B、C-1、C-2の各水準について

水準	要件
B水準	<ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ・在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ・公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
連携B水準	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること
C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修プログラム ・日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラム の研修機関であること
C-2水準	厚生労働大臣が公示する「医師を育成することが公益上必要である分野」において、審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること（審査組織において確認）

※いずれも36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること（連携Bについては、自院のみでは960時間以下であるが、副業・兼業先と通算すると960時間を超えること）

大阪府医療勤務環境改善支援センターについて

(センターへのアクセス)

大阪府医療勤務環境改善支援センター (一般社団法人大阪府私立病院協会内)

〒543-0074

大阪市天王寺区六万体町 4-11

大阪府病院年金会館3F

大阪メトロ谷町線

四天王寺前夕陽ヶ丘駅 3番出口より徒歩1分

電話：06-6776-1616

FAX：06-6776-1618



大阪府医療勤務改善支援センターでは、医療勤務環境改善に取り組む各医療機関へ、
医療現場を熟知したアドバイザーが助言や情報を提供しています。
医師の働き方改革を進める上でお困りのことがありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。